

配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援を始めました

市では、男女共同参画センターの相談窓口へ避難してきた被害者を配偶者からの暴力等から守るため、4月から警察との連携による緊急的な一時避難支援を始めました。

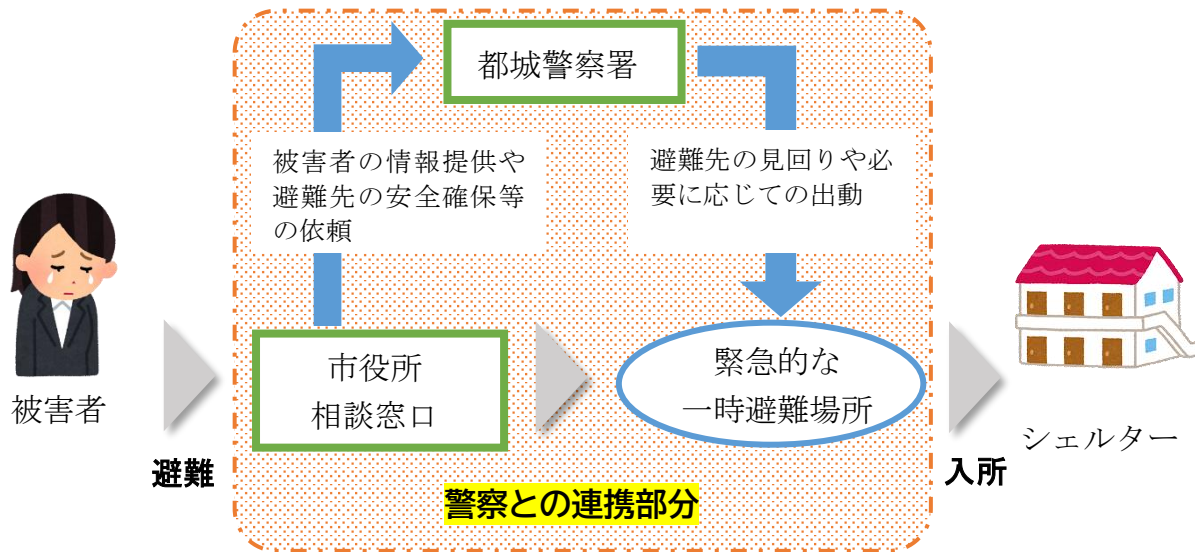
●支援概要

市の相談窓口へ避難し、一時保護（シェルター*入所）を受けることとなった被害者が、即日にシェルターへの移送ができず、入所までの間、避難する場所や金銭も所持していない場合、※警察との連携による緊急的な一時避難として、避難先を確保し支援を行うものです。

*各都道府県に設置されている婦人相談所もしくは婦人相談所から委託されている民間の支援団体の施設で場所は非公開となっています。

※警察との連携

この仕組みは、宮崎県警や都城警察署と協働して構築しました。宮崎県内で同様の支援を行っている自治体は他にもありますが、警察との連携内容を具体的に定めたのは本市が初めてです。



【参考】男女共同参画センターの役割

センターでは、男女共同参画社会づくりの推進を行うとともに相談窓口を設置し、様々な問題に悩む人からの相談に対応しています。相談は無料で秘密は厳守の上で、電話での相談や、相談室で相談員に相談することもできます。

※相談の予約は市HPにて、いつでも行うことができます。



市ホームページ
相談予約ページ

【問い合わせ】 地域振興課 電話 23-2121